

いわき市建築計画概要書等窓口閲覧システム構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「いわき市建築計画概要書等窓口閲覧システム構築業務（以下、「本業務」という。）」を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する経験や実績、企画・提案力などを総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

いわき市建築計画概要書等窓口閲覧システム構築業務委託

(2) 目的

建築行政を取り巻く環境では、人口減少や少子高齢化、担い手不足、脱炭素社会の実現等など、様々な社会状況の変化が起きている。こうした状況にあっても、持続可能なまちづくりを推進するため、電子閲覧環境の構築等、デジタル化への積極的な対応が求められている。

本市では、建築計画概要書の閲覧などの窓口業務において、職員が複数ある台帳から物件を特定し、検索機能のないマイクロフィルムから書類の印刷を行い、閲覧に供しているため、来庁者に多くの待ち時間が生じている。

また、指定道路図においては紙地図（都市計画図）に情報を記録して管理しているため、容易に地図の更新ができない状態である。

このような状況を踏まえ、本業務では、来庁者がタッチパネル式モニターを用いて必要な情報を容易に取得できる窓口閲覧システムを導入する。建築計画概要書や指定道路図等の保有する情報をデジタル化し、システムに搭載する。これにより、来庁者の利便性の向上や待ち時間短縮など、市民サービスの向上及び業務効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「いわき市建築計画概要書等窓口閲覧システム構築業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

(5) 受託候補者の選定方式及びその理由

① 選定方式

公募型プロポーザル

② 理由等

本業務で導入する窓口システムは、建築関連情報の閲覧対応等に係る操作性、機能性及び利便性が高いシステムであるとともに、将来的なオンライン閲覧を見据え、基盤となる拡張性が高いシステムであることが求められる。本業務では、窓口システムの構築・運用に関する専門的な知識や実績、技術力、企画力、遂行力などが必要であることから、価格のみによる事業者選定ではなく、実績・能力等を総合的に評価し、事業分野における十分なノウハウを有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

(6) その他

本業務は、令和7年度6月補正予算の成立が前提となるため、予算成立状況によっては業

務内容の変更または業務自体を中止とする場合がある。

3 提案（見積）金額の上限額

98,785,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ この金額は、契約時の予定額を示すものではない。また、提案は、この金額を超えないものとし、上限額を超えた提案は不受理とする。

※ 金額には、令和7年度内の構築・運用業務に係る一切の経費を含むものとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、いわき市の指名停止を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (7) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (8) 国税及びいわき市税に滞納のない者であること。
- (9) JIS Q15001（プライバシーマーク制度）、または、ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）のいずれかの認証を受けていること。
- (10) 過去5年間に本業務と同種の業務実績を有すること。同種の業務とは、建築概要書や位置指定道路などの窓口システムの構築及び再構築等に係る業務をいう。
- (11) 過去の同種業務実績において、管理技術者としての業務実績がある者を本業務に従事させることができること。

5 募集公告から契約締結までのスケジュール

内容	期間又は期限
募集公告及び資料配布	令和7年5月19日（月）から
質問の受付	令和7年5月19日（月）から5月27日（火）まで
質問への回答	令和7年5月30日（金）まで
参加申込の受付	令和7年5月26日（月）から6月3日（火）まで
参加資格審査結果通知	令和7年6月6日（金）まで
企画提案書等の受付	令和7年6月24日（火）まで
審査委員会 （プレゼンテーション）	令和7年6月下旬（別途通知）

内容	期間又は期限
審査結果通知	令和 7 年 7 月上旬
契約締結	令和 7 年 7 月中旬

6 参加申込方法等

本プロポーザルの参加申込にあたっては次の内容のとおりとし、書類による資格審査のうえ審査結果を通知するものとする。

(1) 受付期間

令和 7 年 5 月 26 日（月）から 6 月 3 日（火）

※ 持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、郵送する場合は、受付期間内に必着とする。

(2) 提出書類

提出書類	提出部数
様式 1 参加表明書	正 1 部 副 1 部
様式 2 会社概要書	正 1 部 副 1 部
様式 3 同種業務実績表	正 1 部 副 1 部
様式 4 同意書	正 1 部 副 1 部
様式 5 管理技術者調書	正 1 部 副 1 部
添付 1 認証取得証明書類（写）	正 1 部 副 1 部
添付 2 商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	正 1 部 副 1 部
添付 3 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書）	正 1 部 副 1 部
添付 4 国税の納税証明書	正 1 部 副 1 部
添付 5 市税の納税証明書（市内に事業所等がある事業者のみ）	正 1 部 副 1 部

※ 認証取得証明書類は JIS Q15001 または、ISO/IEC27001 の認証取得を証明する書類の写しを提出すること。

※ 財務諸表は直近のものであること。

※ 納税証明書は発行から 3 か月以内のものであること。

※ 令和 7 年度いわき市入札参加有資格者名簿に登録されている場合は、添付 2～5 を省略できる。

(3) 提出書類の配布方法

参加表明書等の様式は、本市公式ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1744698804161/index.html>

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

本要領記載の「15 問い合わせ先」へ提出。

※ 郵送する場合は、必ず配達完了が確認できる書留郵便等により提出し、郵送後に併せて書類を提出した旨の電話連絡をすること。なお、封筒には「参加表明書等在中」と明記すること。

(5) 参加資格審査結果通知

参加申込に係る審査結果（参加資格の有無）については、令和7年6月6日（金）までに、参加表明書（様式1）に記入したメールアドレスに電子メールで送付する。

7 企画提案書等の作成及び提出方法等

参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出することができるものとし、提出についての内容は次のとおりとする。

(1) 提出期限

令和7年6月24日（火）午後5時まで

※ 持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送する場合は、受付期間内に必着とする。

(2) 提出書類

提出書類	内容等	提出部数
① 企画提案書（表紙） （様式6） 企画提案書 （任意様式）	- 表題は「いわき市建築計画概要書等窓口閲覧システム構築業務に係る企画提案書」とすること。 - 正本1部の表紙に提案者名を記載すること。 - 副本7部の表紙には提案者名は記載しないこと。 - 審査の公平性を保つ観点から、提案書内に提案者名（社名・ロゴ等）が特定できるような表現は使用しないこと。 - A4判、両面の印刷物を基本とし、ページ番号を各ページの下部に印字すること。 - 提案内容には下記事項を含めること。 1) 実施方針 6) 運用保守 2) 工程計画 7) 拡張性 3) データ整備・搭載 8) アピールポイント 4) 窓口システムの説明 9) 業務実績 5) セキュリティ対策 10) 実施体制	正1部 副7部
② 機能要件確認表 （様式7）	本市が求める機能要件について、対応の可否を記入すること。	正1部 副7部
③ 業務実施体制表 （様式8）	本業務を受託した場合の実施体制について担当者の氏名等を記入すること。	正1部 副7部

提出書類	内容等	提出部数
④ 配置予定職員・技術者調書 (様式9)	・本業務を受託した場合の担当者の氏名、保有資格、業務実績等を記入すること。	正1部 副7部
⑤ 見積書 (様式10)	・提案金額の上限額を超えない金額とすること。 ・積算内容を明示した内訳書(任意様式)を添付すること。 ・次年度以降の保守・運用経費に係る見積書(任意様式)を添付すること。	正1部 副7部

※ 次年度以降の保守・運用経費の見積条件は、別紙「システム保守・運用経費算出に係る参考資料」のとおりとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

(4) 提出先

本要領記載の「15 問い合わせ先」へ提出。

※ 郵送する場合は、必ず配達完了が確認できる書留郵便等により提出し、郵送後に併せて書類を提出した旨の電話連絡をすること。なお、封筒には「企画提案書等在中」と明記すること。

8 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年5月19日(月)から5月27日(火)午後5時まで

(2) 質問方法

「質問書」(様式11)に質問事項等を記入し、PDF形式にて電子メールにより次のアドレスへ送信し、併せて、次の番号への電話による受理確認を行うこと。なお、電子メールの件名は「いわき市建築計画概要書等窓口閲覧システム構築業務委託に関する質問」とすること。

① メールアドレス : kenchikushido@city.iwaki.lg.jp

② 電話番号 : 0246 - 22 - 7516 (いわき市 都市建設部 建築指導課)

(3) 回答の期限及び方法等

回答は、質問者に係る情報を伏せたうえで、令和7年5月30日(金)までに本市公式ホームページへ掲載する。

(4) その他

① 受付期間外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

② 質問の内容が、受託候補者の選定に公平性を保つことができないものである場合などは、回答しないことがある。

9 審査委員会（プレゼンテーション）

(1) 開催日

令和7年6月下旬を予定（日時・場所等の詳細は別途通知）

(2) 出席者

本業務の責任者及び担当者が必ず出席すること。また、プレゼンテーションの進行は企画提案者が行うこととし、出席人数は、1企画提案者につき5名以内とする。

(3) 実施方法

① プレゼンテーションは非公開で実施する。

② プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に基づく説明を基本とし、新たな資料の追加や修正等により、その内容が変更となるような提案は行わないこと。

③ プレゼンテーションの時間は、1企画提案者につき30分程度とし、説明時間20分以内、質疑応答10分程度とする。

④ プロジェクター等での投影を希望する場合は事前に市担当者と協議すること（インターネットの接続環境は提案者が準備すること）。

⑤ プレゼンテーション時に提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと。

(4) 審査体制

企画提案書等及びプレゼンテーションの審査及び評価は、本市が設置する「いわき市建築計画概要書等窓口閲覧システム構築業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」において実施する。

(5) 審査方法

別紙「評価項目・基準」に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションの審査・採点を行い、最も点数の高い企画提案者を最優秀提案者（受託候補者）とし、次いで点数の高い企画提案者を優秀提案者（次点候補者）として選定する。

また、点数が同点の場合は、審査委員会の多数決により最優秀提案者等を選定する。なお、企画提案者が1者の場合であっても、本審査は実施し、審査における最低点（評価点合計の6割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

(6) その他

企画提案者が、審査委員会当日に不適切と認められる言動等を行った場合は、審査委員会の途中であっても参加を取り消すものとし、その場合に、参加を取り消された者が本プロポーザルのために要した費用等に対して、市は一切の責任を負わない。

10 審査結果

(1) 審査結果の通知及び公表

審査結果の通知は、全ての企画提案者に対して、令和7年7月上旬（審査実施後、数日以内）に電子メールにて送付するとともに、最優秀提案者（受託候補者）及び優秀提案者（次点候補者）を市公式ホームページにて公表する。

(2) その他

審査結果を通知した後においても、最優秀提案者（受託候補者）の提案内容等に事実との相違や不適切な行動等が認められた場合は、審査結果を取消し、優秀提案者（次点候補者）

を最優秀提案者（受託候補者）とする。

また、この場合において、優秀提案者（次点候補者）にも同様の状況が認められた場合は、その次に審査の点数が高い企画提案者を最優秀提案者（受託候補者）とする。

なお、これら審査結果を取り消した場合において、審査結果を取り消された者が本プロポーザルのために要した費用等に対して、市は一切の責任を負わない。

11 辞退

参加表明書や企画提案書等の提出後及び審査委員会への参加後に辞退する場合は、事業者の代表者印を押印した「辞退届（様式12）」を、本要領記載の「15 問い合わせ先」へ持参又は郵送により提出すること。ただし、その場合に、本市が実施する入札への参加が停止される場合がある。

※ 郵送する場合は、必ず配達完了が確認できる書留郵便等により提出し、郵送後に併せて書類を提出した旨の電話連絡をすること。

12 契約締結

(1) 契約の締結方法

本市と最優秀提案者（受託候補者）との間で、提出された企画提案書及び見積書（見積内訳書を含む）の記載事項等を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する（この協議の際、提出された企画提案書及び見積書（見積内訳書を含む）の内容等について一部変更する場合がある）。

また、最優秀提案者（受託候補者）との協議が整わない場合にあっては、優秀提案者（次点候補者）と協議の上、契約を締結する。

なお、最優秀提案者等が決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づくいわき市の入札参加の制限を受けた場合においては、契約を締結しないこととし、本市との協議が整わないために契約をしない場合も含め、最優秀提案者等が本プロポーザルのために要した費用等に対して、市は一切の責任を負わない。

(2) 契約書の作成

契約書は2通作成し、本市及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

※ スケジュールは、本市の都合又は社会情勢の変化等により変更する場合がある。また、その場合において、本プロポーザルへの参加を申し込んだ者（予定者を含む）が、そのために要した費用等に対して、市は一切の責任を負わない。

13 情報公開及び提供

いわき市情報公開条例（以下、「公開条例」という。）に基づき、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機

関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的として市政情報を公開していることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、個人に関する情報や当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるものなど公開条例第7条第1項各号に該当する場合は、開示しない。その他、情報開示にあたっては、公開条例に従って行うものとする。

14 留意事項

- (1) 企画提案にあつては、本要領及び仕様書を遵守すること。
- (2) 1 提案者につき 1 提案とし、複数提案は禁止する。
- (3) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。
- (4) 企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (5) 企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ア 本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案
 - イ 本要領等の記載内容に従わない企画提案
 - ウ 定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案
 - エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案
 - オ 虚偽の記載をした企画提案
- (8) 企画提案に関する提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、本市が本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (9) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (10) 企画提案に関し、本市が提示する書類及び提示する資料は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。
- (11) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合において、公正に公募型プロポーザルを執行できないと認められるとき、またはその恐れがあるときは、本市は当該提案者を企画提案に参加させず、または公募型プロポーザルの執行を延期し若しくは取りやめることがある。また、後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。なお、不正行為等により、本市に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、総合計画等に基づく政策変更、その他不可抗力等により、市は事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。このため、選考の過程において前述の事態に至った場合、市は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (13) 本業務は、令和7年度6月補正予算事業に係るプロポーザルであり、令和7年度6月補正予

算に本事業に係る予算配当がない場合は、本プロポーザルによる事業執行は行わない。また、本事業に係る予算配当が事業実行上限額を下回る場合は、事業実施の優先交渉権者と協議の上、業務に係る仕様を確定させた上で、配当予算内で契約を締結する。それに伴い、企画提案参加者に損害が生じた場合にあっては、本市ではその損害について一切負担しない。

(14) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

15 問い合わせ先

〒970-8686 いわき市平字梅本21

いわき市 都市建設部 建築指導課 担当：小野

電 話 0246 - 22 - 7516

F A X 0246 - 22 - 7566

E-mail kenchikushido@city.iwaki.lg.jp